環境省告示第百一号

廃 棄物 の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の七第

十三項第 六号の規定に基づき、 廃石綿等又は石綿含有産業廃 棄物 の溶融処理生成物 の基準を次のよう

平成十八年七月二十七日

に定

め、

平

. 成

十八年十月一日か

ら適

用する。

環境大臣 小池百合子

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物 の 基準

1 とり 廃 う。 棄 物 の 処 理 第十二条 及び 清掃に の七第十三項第六号の規定に 関する法律施行規 則 より 昭 和 四十 環境大臣が定める基準は、 六年厚生省令第三十五号。 石綿 以下「 が検 出 され 規 則 な

L١

こととする。

11

う。

2 用 11 前 たエッ 項 ດ ດ 検出されないこと」とは、 クス線回折分析法による分析方法により検定した場合において、 位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折 石綿が検出され 浅置 な いこ を

3 を 用 前 いた分析方法により検定することとする。 項 の 分 析 方 法 により検定 し た !結果 から石綿 の 有無を判断することが困難な場合は、 電子顕 微鏡